

石綿障害予防規則の一部を改正する 省令について 厚生労働省

厚生労働省は 3 月 31 日、石綿障害予防規則の一部を改正する省令を公布しました。

なお、施行は平成 26 年 6 月 1 日からとなります。その主な改正内容は、以下の通りです。

①石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材の取り扱い規制強化

1. 建物に使用され、損傷や劣化などで石綿粉じん発散の恐れがある場合
⇒建材の除去、封じ込め、囲い込みを行う。また、封じ込め、囲い込みの作業では、隔離処置や特別教育、作業計画の策定などが必要。

②隔離空間からの漏えい防止対策の強化

1. 集じん・廃棄装置 ⇒ 排気口からの石綿漏えいの有無の点検
2. 作業場所の前室 ⇒ 洗身室と更衣室の併設、負圧状態の点検

また、石綿ばく露防止に関する技術上の指針として、漏えいの確認にデジタル粉じん計などの機器を使用すること、吹き付け石綿または石綿含有保温材などの損傷状況について定期的に点検すること、発注者から石綿の使用状況について聞き取り確認をすることなどが盛り込まれます。

ご不明な点がございましたら、(公社)日本作業環境測定協会の「空気中の石綿計数分析に関するクロスチェック事業」にて A ランクを取得している当社までお気軽にお問い合わせください。

資料 2014 年 3 月 31 日付 官報号外第 70 号

化学分析箇所 鈴木敏純

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. [海洋投入処分を行う水底土砂等の判定基準値の見直し\(案\)に対する意見の募集について 環境省](#)
2. [土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し\(案\)に対する意見の募集について 環境省](#)

第一種特定化学物質に2物質を追加 指定 経済産業省

経済産業省は2014年3月19日、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）施行令の一部を改正する政令を公布しました。この政令により、2物質が第一種特定化学物質に指定されました。また、これに関連して、4つの製品が輸入禁止製品に追加指定される予定です。

○第一種特定化学物質の追加指定について

(平成26年5月1日施行)

以下の2物質が第一種特定化学物質に追加されます。

1. エンドスルファン
(CAS 番号 : 115-29-7, 959-98-8, 33213-65-9)
2. ヘキサブROMシクロドデカン (HBCD)
(CAS 番号 : 25637-99-4 など)

○輸入禁止製品の追加指定について

(平成26年10月1日施行予定)

以下の4つの製品について、HBCDが使用されている場合は輸入が禁止されます。

1. 防災生地 (防災性能を与えるための処理をした生地)
2. 繊維用難燃剤 (生地に防災性能を与えるための調製添加剤)
3. EPSビーズ (発泡ポリスチレンビーズ)
4. 防災カーテン (防災性能を与えるための処理をしたカーテン)

当社では製品中の有機化合物の測定についても実績があります。ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2014年3月14日付 経済産業省ニュースリリース
化学分析箇所 山本倫大



“放射能測定”においても ISO/IEC 17025 の試験所認定を取得！

ISO/IEC 17025 の認定について、既に取得している化学試験に加えて、放射能測定が平成 24 年 9 月 4 日付で追加認定されました。これにより、当社における放射能測定は、技術的に適格かつ、妥当な結果を出す能力があることが国際的に認められたことになります。

お問合せはこちら

